# 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 記入要領

(※産業廃棄物処理計画実施状況報告書も準じて作成してください。)

項目	説明
(集計用シート)	
集計用シートの取り 扱いについて	第2面の入力を補助するとともに、根拠資料となるものです。廃棄物の処理及び 清掃に関する法律上の様式ではないため、多量排出事業者に係る公表制度の対象 外としていますが、提出の御協力をお願いします。
提出者について	記入内容について、確認等の御連絡をさせていただくことがありますので、記入 をお願いします。
特別管理産業廃棄物 の種類について	集計用シートには20項目の特別管理産業廃棄物の名称が入力可能です。特別管理産業廃棄物の種類別にコード(コード表を参照してください。)と名称の記入をお願いします。
数値について	小数第一位を四捨五入して表示するように様式の電子ファイルを設定しています。ただし、数字が有効であれば、小数第三位まで記入し表示していただいても結構です。また、0.500未満の数値を入力したため「O」と表示されてしまう場合等につきましては、適宜、設定を変更してください。
① 排出量	当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
② 自ら直接再生利用 した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら再生利用した量
③ 自ら直接埋立処分 した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分した量
<ul><li>④ 自ら中間処理した</li><li>量</li></ul>	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理前の量
⑤ ④のうち熱回収を 行った量	④の量のうち、熱回収を行った量
⑥ 自ら中間処理した 後の残さ量	自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の中間処理後の量
⑦ 自ら中間処理によ り減量した量	④の量から⑥の量を差し引いた量
⑧ 自ら中間処理した 後再生利用した量	⑥の量のうち、自ら利用又は他人に売却した量
<ul><li>③ 自ら中間処理した</li><li>後自ら埋立処分又は</li><li>海洋投入処分した量</li></ul>	⑥の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
⑩ 直接及び自ら中間 処理した後の処理委 託量	中間処理及び最終処分を委託した量
① 優良認定処理業者への処理委託量	⑩の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
<ul><li>② 再生利用業者への</li><li>処理委託量</li></ul>	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭に該当するものを除きます。)
① 熱回収認定業者へ の処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
<ul><li>④ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</li></ul>	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外で、熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
<ul><li>⑤ その他の中間処理 委託量</li></ul>	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理をした量(⑫〜⑭に該当するものを除きます。)
⑯ 埋立処分委託量	⑩の量のうち、委託して直接埋立て最終処分した量
②+⑧ 自ら再生利用 を行った量	②の量と⑧の量を合計したもの(上記のデータから自動計算されます。)

# 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 記入要領

(※産業廃棄物処理計画実施状況報告書も準じて作成してください。)

項目	説明
③+⑨ 自ら埋立処分 又は海洋投入処分を 行った量	③の量と⑨の量を合計したもの(上記のデータから自動計算されます。)
(第1面)	
提出者について	特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出者は、多量排出事業者が法人の場合は法人の代表者です。ただし、処理計画実施状況報告書の作成単位である 支店等の代表者で提出することもできます。
提出者の住所	提出者の住所を都道府県名から記入してください。個人事業者の場合も考え方は 同様です。
提出者の氏名	個人の場合は個人の氏名を記入してください。屋号がある場合には屋号も記入してください。法人の場合は法人名、支店等の名称、代表者の氏名を記入してください。(代表者印、会社印等の押印は不要です。)
提出者の電話番号	上記提出者の電話番号を記入してください。
事業場の名称	特別管理産業廃棄物を排出した工場、営業所、支店、病院名等の名称を記入して ください。
事業場の所在地	上記事業場の所在地を記入してください。
事業の種類	日本標準産業分類における中分類に該当するコードと業種を記入してください。
特別管理産業廃棄物 処理計画における計 画期間	前年度に提出した特別管理産業廃棄物処理計画書に記載した計画期間を記入してください。
特別管理産業廃棄物 処理計画における目 標値	項目ごとに、前年度に提出した特別管理産業廃棄物処理計画書に記載した目標値を記入してください。
(第2面)	
第2面の入力について	集計用シートに入力していただくと、自動的に第2面の該当部分に数値が入るように様式の電子ファイルを設定していますので、基本的には直接入力は不要ですが、0.500未満の数値を入力したため「0」と表示されてしまう場合等につきましては、適宜、設定を変更してください。
(その他留意事項)	
個人情報の記載について	特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書は、公表制度の対象となるため、代表者印、従業員の個人名等、個人情報に該当する内容については、記入しないようにしてください。

コード表 廃棄物種類コード一覧 報告書には、廃棄物名(詳細)と該当するコ<u>ードを記載してくだ</u>さ<u>し</u>

		) と該当するコードを記載してくだ
コード 0100	廃棄物名 (大)	廃棄物名(詳細)
0110	燃え殻	<u>燃え殻(下記以外)</u> 焼却灰
0111		石炭灰
0112		廃棄物焼却灰
0120 0200		廃カーボン・活性炭 汚泥(下記以外)
0210	73716	有機性汚泥
0211		下水汚泥
0220		無機性汚泥 建設汚泥
0221 0222		<u>建設污泥</u> 上水汚泥
0300	廃油	廃油(下記以外)
0310		一般廃油
0311 0312		鉱物系廃油 動植物系廃油
0320		· 廃溶剤
0330		固形油
0340 0400	廃酸	油泥 廃酸(下記以外)
0400	万七日久	医真定着廃液 写真定着廃液
0500	廃アルカリ	廃アルカリ(下記以外) 写真現像液
0501 0600		写真現像液 廃プラスチック類(下記以外)
0600	<u>廃プラスチック類</u>	廃ノフ <u>スナツク類(下記以外)</u> 廃タイヤ
0602		自動車用プラスチックバンパー
0603		廃農業用ビニール プラスチック製廃容器包装
0604 0605		フラスチック製 <u>廃容器包装</u> 発泡スチロール
0606		<u> </u>
0607		発泡ポリスチレン
0608	4r ノ ギ	塩化ビニル製建設資材
0700 0710	紙くず	<u>紙くず(下記以外)</u> 建設工事の紙くず
0711		ダンボール
0800	木くず	木くず(下記以外)
0810 0811		建設工事の木くず 伐採材・伐根材
0900	<b>繊維くず</b>	繊維くず(下記以外)
0910		建設工事の繊維くず
4000	動植物性残渣 動物系固形不要物	<u>動植物性残渣</u> 動物系固形不要物
1100	ゴムくず	ゴムくず
1200	金属くず	金属くず(下記以外)
1210		鉄くず
1220 1221		非鉄金属くず 鉛製の管又は板
1222		電線のくず
1300	ガラスくず等*1	ガラスくず等(下記以外)
1310 1311		ガラスくず カレット
1312		アレット 廃ブラウン管 (側面部)
1313		カラス製廃容器包装
1314 1315		ロックウール 石綿(非飛散性)
1316		グラスウール
1317		岩綿吸音板
1320 1321		陶磁器くず コンクリートくず
1321		コングリートくす 廃石膏ボード
1323		ALC(軽量気泡コンクリート)
1400	鉱さい	鉱さい(下記以外)
1401 1500	がれき類	スラグ がれき類(下記以外)
1501		コンクリート破片
1502		アスコン破片
1600 1700	動物の糞尿 動物の死体	動物の糞尿 動物の死体
1800	<u> </u>	ばいじん
1900	13号廃棄物	13号廃棄物

## 不可分一体の産業廃棄物

1 1 7 7 7 7 1	<b>中以注水泥米</b> 剂	
П  -	廃棄物名(大)	廃棄物名(詳細)
2000	建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物
2010		安定型建設系混合廃棄物
2020		管理型建設系混合廃棄物
2021		新築系混合廃棄物
2022		解体系混合廃棄物
2100	安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物
2200	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物
2300	シュレッターダスト	シュレッターダスト

い。		
コード	廃棄物名(大)	廃棄物名(詳細)
_	石綿含有産業廃棄物	
2410		石綿含有建設混合廃棄物
0.400		石綿含有ガラスくず、コンクリー
2420		トくず、陶磁器くず
2430		石綿含有廃プラスチック類
2440		石綿含有がれき類
2450		石綿含有紙くず
2460		石綿含有木くず
2470		石綿含有繊維くず(天然繊維)
_	水銀使用製品産業廃棄物	
2510		電池類
2520		照明機器
2521		HIDランプ
2522		蛍光灯
2530		医薬品等
2531		農薬
2532		医薬品
2540		電池類、照明機器、医薬品等、水
		銀回収義務付け製品以外の製品
2550		水銀回収義務付け製品(計測器以外)
2551		スイッチ及びリレー
2560		水銀回収義務付け製品(計測器)
2561		水銀体温計
2562		水銀式血圧計
_	水銀含有ばいじん等	
2610		ばいじん
2620		燃え殻
2630		汚泥
2640		廃酸
2650		廃アルカリ
2660		鉱さい
3000	廃自動車	廃自動車(下記以外)
3010		廃二輪車
3011		バイク
3012		自転車
3100		廃電気機械器具(下記以外)
3101		廃パチンコ機・廃パチスロ機
3102 3103		プリント配線板 テレビジョン受信機 エアーコンディショナー
		テレビジョン受信機
3104		エアーコンディショナー
3105		冷蔵庫
3106		洗濯機
3107 3108		電子レンジ
3108		パーソナルコンピューター
3109		電話機
3110		自動販売機
3112		冷凍庫
3500	廃電池類	廃電池類(下記以外)
3510		鉛蓄電池
3520		乾電池
3600	複合材	複合材

## 特別管理産業廃棄物

特別管理		
П  -  -	廃棄物名(大)	廃棄物名(詳細)
7000	引火性廃油	引火性廃油
7010	引火性廃油(有害)	引火性廃油(有害)
7100	強酸	強酸
7110	強酸(有害)	強酸(有害)
7200	強アルカリ	強アルカリ
7210	強アルカリ(有害)	強アルカリ(有害)
7300	感染性廃棄物	感染性廃棄物
7410	PCB等*2	廃PCB等(下記以外)
7411		廃PCB
7412		PCB汚染物
7413		PCB処理物
7440	廃水銀等*3	廃水銀等
7421	廃石綿等(飛散性)	廃石綿等 (飛散性)
7422	指定下水汚泥	指定下水汚泥
7423	鉱さい(有害)	鉱さい(有害)
7424	燃え殻(有害)	燃え殻(有害)
7425	廃油(有害)	廃油(有害)
7426	汚泥(有害)	汚泥(有害)
7427	廃酸(有害)	廃酸(有害)
7428	廃アルカリ(有害)	廃アルカリ(有害)
7429	ばいじん(有害)	ばいじん (有害)
7430	13号廃棄物(有害)	13号廃棄物(有害)

- \*1…ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず \*2…廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
- \*3…処分するために処理したものを含む

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書の〔別紙〕

	提	出者				
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支 店等の住所	特別管理産業廃棄物を排出する事業場 を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名 称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電 話番号	報告担当部署の FAX番号	報告担当部署の電 子メールアドレス

			計画の実施状況																
特別	別管理産業廃棄物の種類	① 排出量(t)	② 自ら直接再生利 用した量(t)	③ 自ら直接埋立処 分した量(t)	④ 自ら中間処理した量(t)	<ul><li>⑤ ④のうち熱回収</li><li>を行った量(t)</li></ul>	⑥ 自ら中間処理した後の残さ量(t)	1		<ul><li>9 自ら中間処理した後自ら埋立処</li></ul>			⑪=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ =⑫+⑬+⑭+⑮+⑯) 委託先による区分			① 優良認定処理業	②+8 自ら再生利用 を行った量(t)	③+9 自ら埋立処分又は	
コード	名称								た量(t)	分又は海洋投入 処分した量(t)		① 再生利用業者への 処理委託量(t)		<ul><li>4 熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量(t)</li></ul>	15 その他の中間 処理委託量(t)	<mark>埋立処分委託量</mark> (t)	① 優良認定処理業 者への処理委託 量(t)	を行った量(t)	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った量(t)
コード表参照	特別管理産業廃棄物の種 類	発生した特別管理産 業廃棄物の種類ごと の量	①の量のうち、中間処理をせず自ら再生利用した量	①の量のうち、中間 処理をせず自ら埋 立処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理前の量	④の量のうち、熱回 収を行った量	自ら中間処理した特別管理産業廃棄物 の中間処理後の量	(4の量から⑥の量 を差し引いた量(自 動計算)	⑥の量のうち、自ら 利用又は他人に売 却した量	⑥の量のうち、自ら 埋立処分又は海洋 投入処分した量	中間処理及び最終処 分を委託した量(自動 計算)	⑩の量のうち、処理業者への 再生利用委託量(⑬、⑭を除く)	⑩の量のうち、認定熱回収施 設設置者である処理業者への 焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への規 却処理委託量	①の量のうち、委託 して破砕等の中間 処理をした量(②~ ④を除く)	の量のうち、委託 で直接埋立て最 処分した量	⑩の量のうち、優良 認定処理業者への 処理委託量	②の量と⑧の量を 合計したもの(自動 計算)	③の量と⑨の量を 合計したもの(自動 計算)
	1										0								
2	2										0								
3	3										0								
<u>ا</u>	4										0								
5	5										0								
6	6										0								
'   	7										0								
<b>3</b>	8										0								
	9										0								
)	10										0								
	1										0								
2	(12)										0								
<u> </u>	(13)										0								
<u> </u>	(14)										0								
	(15)										0								
, 	(17)										0								
3	18)										0								
	(19)										0								
)	20										0								
	合計										0								
							0	0	0	0	0		0		0 0	0	0		0 (

<sup>(</sup>注)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。 また、四捨五入すると「0」と表記されてしまう場合は、小数点以下まで適宜記載してください。 上記の産業廃棄物の種類以外の排出実績があった場合は、必要に応じ、直接追加入力するとともに、第2面も追加してください。

(第1面)

		Ş	特別管	理産業廃棄物処理	計画	<b>丁実施状況報告書</b>				
							年	月		日
寝	屋川市長	様								
					住	所				
				提出者	_					
					氏	名				
						(法人にあっては、	名称及	び代表	者の	氏名)
					電訊	括番号				
				¯る法律第12条の2第 薬施状況を報告しまっ		頁の規定に基づき、	令和	4	年度	の特
万月'目	在生来	表物处理計	囲り/ 孝	・他仏仇を報音しより	) 0					
事	業場	の名	称							
事	業場	の所在	地							
事	業	の 種	類							
	別管理産業におけ									
				おける目標値						
	Ą	目		目標値		項目		目	標値	直
	排	出	量	t	全	処 理 委 託	量			t
	自ら再生 別管理産	利用を行業廃棄物	う 特	t	優.	良認定処理業者への処理	委量			t
		収を行う:		t	再処	生利用業者へ理 委 託	の 量			t
	減量す	間 処 理 に 。 る 特 別 管 … 乗 物 の	節 理	t	認処	定 熱 回 収 業 者 へ 理 委 託	の 量			t
	自ら埋ュ	立 処 分 を 1 産業廃棄物	守 う	t		定熱回収業者以外 回収を行う業者へ 理 委 託				t
電子	情報処理総	組織の使用	に関す	でる事項	,	<u> </u>				
				棄物排出量		前々年度 前年度				t t
	(電子情報	<b>吸理組織</b>	の使用	に関して実施した耳	文組)					
	※事務処理	 里欄								

### 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業 廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、 (1)から(4)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) (12)欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ③欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) Q4欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれ の実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。





































